# 特定健診等に関するQ&A (健診機関向け)



※目次をクリックすると該当ページへ遷移します

# 内容

(1)	特定健診等データの請求に関する届出書類について	2
Q1.	特定健診等データの請求を開始する時の、連合会へ行う手続きが分かりません。	2
(2)	媒体請求について	
Q1.	特定健診等請求データ作成用ソフトのデータ入力方法が分かりません。	2
Q2.	特定健診等請求データを媒体(CD等)で提出する際、必要な書類が分かりません。	2
Q3.	媒体に入れるデータのファイル名が分かりません。	2
Q4.	正しい請求方法が分かりません。	3
Q5.	請求確定(費用の支払い)後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法が分かりませ	ん。
		3
(3)	返戻について	4
Q1.	返戻一覧表が届いたのですが、エラー内容(返戻理由)が分かりません。	4
(4)	オンライン請求について	4
Q1.	オンライン請求(特定健診・保健指導システム)の開始方法が分かりません。	4
Q2.	オンライン請求(特定健診・保健指導システム)でのデータ送信締め切り日はいつですか。	5
(5)	特定健診等請求データについて	5
Q1.	健診必須項目を検査できなかった場合の請求方法が分かりません。	5
Q2.	血糖検査に伴う採血時間(食後)の入力方法を教えてください。	5
0.3	特定健診等請求データの支払日けいつですか	6

# (1) 特定健診等データの請求に関する届出書類について

Q1. 特定健診等データの請求を開始する時の、連合会へ行う手続きが分かりません。

#### A 1.

口座情報等の登録のため、届出が必要です。

本会ホームページより、以下の掲載箇所から「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」をダウンロードし、通帳の写しと一緒に本会へ提出してください。

また、住所変更や口座名義変更の際にも、提出が必要となります。

【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「「特定健診・特定保健指導機関向け様式集」」

# (2) 媒体請求について

Q1. 特定健診等請求データ作成用ソフトのデータ入力方法が分かりません。

#### A 1.

特定健診等請求データ(XML形式)を作成するソフトに関して、本会で取り扱っていないため対応できません。作成元にお問い合わせください。

# Q2. 特定健診等請求データを媒体(CD等)で提出する際、必要な書類が分かりません。

#### A 2.

媒体(CD等)と併せて電子媒体送付書を提出してください。

本会ホームページより以下の掲載箇所から、「特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書」 をダウンロードし、媒体と一緒に郵送またはご持参ください。

受付期間は、毎月1日~5日(土日・祝日の場合翌業務日)が基準日になっています。この期間内必着で提出してください。また、紙媒体での請求は受け付けておりません。

※特定健診情報提供票については紙での請求となりますので御注意ください。

#### 【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「「特定健診・特定保健指導機関向け様式集」」

提出先: 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 保険者支援課 保健事業係

# Q3. 媒体に入れるデータのファイル名が分かりません。

#### АЗ.

 $46 \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet = 94699022\_ \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \Box \_ \blacktriangle.zip$  の形で名前を付けます

94699022→この支払代行機関番号は固定です。

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \rightarrow$ 作成年月日8桁(例) 20220303(2022年3月3日)

- □→出力回数 ※1 回目・・・0 2 回目・・・1 (0~9まで入力可)
  - ▲.→特定健診は1、保健指導は2を入れます。

# Q4. 正しい請求方法が分かりません。

#### A 4.

媒体は複数枚に分けずに一枚にまとめて提出していただきますようご協力お願いします。 また、一枚の媒体(CD等)に複数ファイル入れるのではなく、1ファイルにまとめてください。 ※ただし、特定健診と特定保健指導のファイルは別々となります。

国保の方と後期高齢者、または特定健診と特定保健指導でCDを分ける必要はありません。



### Q5. 請求確定(費用の支払い)後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法が分かりません。

#### A 5.

保険者にて過誤処理を行います。該当の受診者がお住いの保険者にお問い合わせのうえ、過誤申立を行ってください。毎月5日締め切り(土日・祝日は翌業務日)で、その翌月に同月過誤として調整を行います。訂正したデータは過誤処理月に再請求してください。

- (例)(1)健診機関)令和3年12月中旬に保険者に過誤申し立て依頼
  - (2) 保険者) 令和4年1月5日までに過誤登録処理。
  - (3) 健診機関) 令和4年1月5日までに修正した健診等データを連合会に再請求。
  - (4) 健診機関) 令和4年2月末頃に、健診等データ (3) の費用から、過誤登録された 費用 (2) が引かれて健診機関に支払われる。

#### (3)返戻について

Q1. 返戻一覧表が届いたのですが、エラー内容(返戻理由)が分かりません。

#### A 1.

#### ①特定健康診査の健診必須項目が実施されていません。

→必須項目漏れの可能性があります。健診必須項目(血糖検査等)の数値漏れや追加健診として健診必 須項目(血糖等)が入力されている事例が見受けられますので、再度請求データをご確認下さい。

# ②同一受診者の記録が、既に正当済となり台帳に記録されています(重複エラー)。

- →特定健診及び特定保健指導(初回・最終評価)は対象者一人につき1年に1回のみの請求となります。 以下の理由が原因となりますので請求の有無を御確認ください。
- ・以前に同年度の特定健診等データが請求済となっている。
- ・同じ月に同じ受診者を2重に請求している。
- ・すでに他の機関で特定健診を受診している。

#### ③健診等契約マスタが存在しません。

→基本的な健診、詳細健診、追加健診のいずれかの単価が誤っている可能性があります。保険者との契約 金額、契約内容と請求ソフトの金額の設定をご確認ください。

### ④国保保険者の場合、健診実施年月日が75歳到達日前日以前でないと特定健診を受診できません。

→後期高齢者の方のデータを、国保の保険者番号と受診券整理番号にて請求されている可能性があります。受診券を再度ご確認ください。

#### ⑤健診実施年月日時点の被保険者マスタが存在しません。

→国保の資格を喪失している可能性があります。直近で社保加入された方が多く見受けられますので、 資格情報をご確認ください。

# ⑥決済情報の基本的な健診の窓口負担情報と受診券発行台帳の基本的な健診の窓口負担情報の相関に誤りがあります。

→特定健診請求データに登録されている受診者の窓口負担金が誤っている可能性があります。受診券を 再度ご確認ください。

# (4) オンライン請求について

Q1. オンライン請求(特定健診・保健指導システム)の開始方法が分かりません。

#### A1.

オンライン請求を開始する際は、はじめに社会保険診療報酬支払基金にお問い合わせください。 また、媒体請求からオンライン請求に変更する場合は届出が必要ですので、前述の「特定健診等費用 の請求及び受領に関する届」を記入し、本会へ提出してください。

# Q2. オンライン請求 (特定健診・保健指導システム) でのデータ送信締め切り日はいつですか。

#### A 2.

毎月5日(土日・祝日の場合は翌業日)**21**時が締め切りとなります。締め切り後の請求データは翌月に受付します。

- ※1ヶ月の請求単位は6日~翌月5日(土日・祝日の場合は翌業日)としています。
- (例) 健診等機関から送信されるデータが 12 月6 日 $\sim$  1月5 日までは1 月受付(12 月分)として処理が行われます。

# (5)特定健診等請求データについて

Q1. 健診必須項目を検査できなかった場合の請求方法が分かりません。

#### A 1.

車いすを使用していて身長が測定出来ない、尿がとれない等で健診必須項目の数値が入力されていない場合、本会で受付が出来ません。健診等データを作成する際、「測定不能」を登録してください。

なお、「測定不能」の登録が出来ない場合、受診者がお住いの市町村へ問合せてください。

### Q2. 血糖検査に伴う採血時間(食後)の入力方法を教えてください。

- A2. 血糖検査を実施した場合、採血時間(食後)の入力をしてください。
  - ・空腹時血糖を入力する場合、「2:食後10時間以上」
  - ・随時血糖を入力する場合、「3:食後3.5時間以上10時間未満」
  - → 「1: 食後 10 時間未満」については平成 29 年度以前の健診結果に使用するコードです。 (参考)

	保健指導対象者基準₽	保健指導対象者判定₽
30 年度以降	↓ ・空腹時血糖 100mg/dl↓ ・随時血糖 100mg/dl↓ 又は↓ ・HbA1c 5.6%以上↓	以下の優先順位で判定を行う。↓  (①~③以外の場合は、血糖検査は判定に使用しない。)↓  ① 空腹時血糖の結果有 ↓  かつ 採血時間(食後)が「2:食後 10時間以上」↓  ② HbA1cの結果 ↓  ③ 随時血糖の結果有↓  かつ 採血時間(食後)が「3:食後 3.5時間以上 10時間未満」↓  ※採血時間(食後)が入力されていない場合、空腹時血糖及び随時血糖の結果が入力されていても、保健指導対象者の基準判定に使用しない。↓

# Q3. 特定健診等請求データの支払日はいつですか。

#### АЗ.

受付月の翌月最終業務日の前業務日です。

例) 令和4年1月請求の場合→令和4年2月25日

※詳しくは本会ホームページの以下の箇所に掲載しています。

# 【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「受付締切日」

特定健診等の資料・様式については、本会ホームページにも掲載しておりますのでぜひご参照ください。 本会ホームページUR L→https://www.kokuhoren-kagoshima.or.jp